

事故報告兼保険金申請連絡書 (財物被害用* 1)

お客様・代理店の皆様へ

本書取扱いについてのご注意

この度の事故による被害につきまして、心よりお見舞い申し上げます。
本書をもちまして、弊社への事故報告ならびに保険金請求の意思確認とさせていただきます。お客様に一日でも早く保険金をお届けするため、現在把握されている内容のご報告およびすべての質問にご回答をお願いいたします。

以下の事故の詳細を記入いただき、本書末尾の「メール作成」ボタンを押下いただき、起動された(*2)メーラーからそのまま送信ください。

なお、1回の事故において、お支払する保険金の合計が100万円を超える場合は、別途保険金請求書のご提出が必要となります。

① メールでは本書のみ添付をお願いいたします。(写真や見積書などは後ほど担当者確定後、送付方法等ご案内いたします。)

② メール送信後、1営業日(土・日・祝日、年末年始を除く)経過しても担当者から連絡がない場合は、添付ファイルをつけずに再度【PCFT_FNOL@chubb.com】にご連絡をお願いいたします。

* 1 本書をご使用いただける保険種目は、火災保険、動産総合保険、組立保険、建設工事保険ならびに機械保険となります。

* 2 ご使用の端末等によって自動起動されない場合があります。その場合、入力済データを手動でメール添付ください。

事故報告詳細

1. 契約者名			
契約証券番号 例) 813-FN-123456-7			明細番号、 敷地番号、符号等
契約者住所			
電話番号			
e-mail アドレス * 今後の連絡に使用いたします		@	
2. 取扱代理店名			
取扱代理店連絡先 (担当者名・電話番号)			
3. 事故情報	事故発生日 20	年	月 日 午前 午後 時頃
事故発生場所			
事故状況	事故種別： 以下に詳細をご記入ください。 * 損害品が複数ある場合は下記のように損害品ごとに詳細をご記入ください 例) 建物ガラスと門扉損傷、ガラスは交換し門扉は修理を依頼 例) 保険符号 1 の機械は修理可能、符号 2 の機械は修理不可能の見込み		
* ご請求が第三者による 盗難の場合	警察署名	受理番号	所轄警察電話番号

ご質問事項

1. 今回のご請求対象となるご所有物件に 当社以外の他の保険契約が存在しますか（いずれかにチェックください）		<input type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ
2. 上記1が「はい」の場合、その保険会社名をご記入ください		
3. 上記保険会社へ連絡されている場合、連絡先電話番号ならびに協議内容をご記入ください		
担当者名		協議内容
連絡先		

保険金お支払先口座詳細

保険金お支払先口座情報をお知らせください。
<以下、いずれかにチェックください>

ご契約証券の保険料振替口座
 下記口座へ支払いを依頼します

本件報告について保険契約に基づき保険金を請求します。つきましては保険金を下記口座へお支払いください。
なお、記載内容が事実と反していた場合は保険金請求を取り下げます。または、保険金支払い後に事実と反していることが判明した場合は、直ちに受領した保険金を返却します。

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	<input type="radio"/> 銀行 <input type="radio"/> 信金 <input type="radio"/> 信組 <input type="radio"/> 農協		支店名	
	預金種目	支店	口座番号	口座名義 (カタカナ)
ゆうちょ銀行	通帳記号 (5ケタ)		通帳番号 (8ケタ)	
	1	0		口座名義 (カタカナ)

弊社の個人情報のお取り扱いについて

詳細については、弊社ホームページ (<https://www.chubb.com/jp-jp/footer/privacy-policy.html>) をご覧ください。

①【利用目的】

保険金のご請求時に弊社が取得する個人情報は、保険契約の履行（損害調査、保険金支払の可否、支払保険金の算定等）・保険引受判断・各種サービスの提供等のために利用します。保険事故の関係者（修理工場、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、業務委託先（保険代理店を含む）、国内外の再保険引受会社、その他必要な関係先に対して提供することがあります。

②【第三者提供】

主に以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供致しません。

- ・法令等に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・保険業務の遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に提供する場合

③【情報交換制度】

保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するため、他の損害保険会社等との間で個人データを共同利用することがあります。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp)

④【重複保険の場合の取扱い】

他の保険契約等がある場合、その保険契約等の損害保険会社・共済等に対して、弊社の負担部分を超える額を求償するために必要な情報（支払責任額等契約の内容、損害額等事故に関する情報、支払保険金額等に関する情報）を、弊社はその保険契約等の損害保険会社・共済等へ提供し、また、その損害保険会社・共済等から提供を受け、利用します。また、その損害保険会社・共済等も弊社に提供し、弊社から提供を受け利用します。

同一の損害または費用に対して、本保険請求の対象となる保険契約および他の保険契約等（保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、同一の損害または費用に対して保険金等を支払う契約をいいます。）から、保険契約で定められた保険金等の額を超えて保険金等の支払を受けた場合には、保険契約で定められた保険金等を超えた額について、弊社または他の保険契約等の損害保険会社・共済等へ直ちに返還します（弊社または他の保険契約等の保険会社・共済等から返還方法の指定があった場合には、その方法に従います）。また、他の保険契約等がある場合、弊社がその保険契約等の損害保険会社・共済等に対して弊社の負担部分を超える額を求償することに同意します。

上記事項に同意の上、保険金を請求します。